

平成25年12月13日

魚沼市議会議長 浅井守雄様

産業建設委員会
委員長 本田 篤

産業建設委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 所管事務調査について
(2) 閉会中の所管事務等の調査について
(3) その他

- 2 調査の経過 12月13日に委員会を開催し、付託案件の審査及び所管事務について調査を行った。
所管事務調査では、魚沼市森林・林業再生方針(案)について及びスキー場の運営について説明を受け質疑を行った。また、議会報告会での意見要望の取扱いについて当委員会として協議し、各所管課にかかる事項についてそれぞれ質疑を行った。
閉会中の所管事務調査については、これを行うこととした。

産業建設委員会会議録

1 審査事件

- (1) 請願第10号 免税軽油制度の継続を求める請願書
- (2) 議案第113号 魚沼市道路占用料徴収条例の一部改正について
- (3) 議案第114号 魚沼市河川占用料徴収条例の一部改正について
- (4) 議案第115号 魚沼市下水道条例の一部改正について
- (5) 議案第116号 魚沼市ガス供給条例の一部改正について
- (6) 議案第117号 魚沼市水道条例の一部改正について
- (7) 議案第118号 魚沼市温泉施設等条例及び魚沼市観光施設等条例の一部改正について
- (8) 議案第119号 魚沼市農業担い手育成基金条例の制定について
- (9) 議案第124号 指定管理者の指定について（魚沼市入広瀬生きがいセンター）
- (10) 議案第125号 指定管理者の指定について（魚沼市雪むろと農産物加工場）
- (11) 議案第126号 指定管理者の指定について（魚沼市入広瀬山菜会館）
- (12) 議案第127号 魚沼市道路線の認定について
- (13) 議案第129号 魚沼市道路線の変更について

2 調査事件

- (14) 所管事務調査について
 - ・魚沼市森林・林業再生方針（案）について
 - ・スキー場の運営について
- (15) 閉会中の所管事務等の調査について
- (16) その他

3 日 時 平成25年12月13日 午前10時

4 場 所 広神庁舎 301会議室

5 出席委員 富永三千敏、佐藤敏雄、岡部計夫、佐藤 肇、本田 篤、森山英敏
(浅井守雄議長)

6 欠席委員 なし

7 説明員 大平市長、青木商工観光課長、桜井土木課長、椿ガス水道局長、星農林課長

8 書記 小幡議会事務局長、和田主任

9 経 過

開 会 (10:00)

本田委員長　定足数に達していますので、ただいまから産業建設委員会を開会します。昨日から雪が降りまして、これが根雪になるかと思いますが、皆さんにおかれましても、雪の対応ということで忙しくなる季節だと思えます。雪も産業でありますので、雪について考えていただければと思っております。

(1) 請願第10号 免税軽油制度の継続を求める請願書

本田委員長　日程第1、請願第10号 免税軽油制度の継続を求める請願書を議題とします。それでは紹介議員に説明を求めます。紹介議員であります、富永三千敏議員に説明を求めます。

富永議員　今回の請願について説明をさせていただきます。この請願書は北陸信越索道協会上越地区部会の方から出された請願です。趣旨と経過について説明させていただきます。(資料「請願趣旨」について説明)

本田委員長　これより紹介議員に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

佐藤(敏)委員　この免税制度、非常に大事なことですので、是非継続してお願いする必要があるかと思いますが、スキー場となっていますが、農業用機械についてはいかがでしょうか。

富永議員　今回の請願に関しては、スキー場に関係する団体ということでして、スキー場内のゲレンデ整備だとか、除雪の機械ということで請願の内容になっております。農業関係の機械については聞いておりません。

本田委員長　しばらくの間休憩とします。

休憩 (10:06)

休憩中に懇談的に意見交換

再開 (10:07)

本田委員長　休憩を解き、会議を再開します。

岡部委員　北陸信越索道協会ということですが、ほかのスキー場の関係者は、そこを有する各議会に対する請願、その状況はどのように捉えていますか。

佐藤議員　北陸信越索道協会の中に所属をしている各地区の関係者は、各市町村の議会に請願書を提出しているそうです。

岡部委員　魚沼市だけとか、限られたところだけが請願を出しても効果はないので足並みを揃えるためにも、12月議会は終わったところもあるかと思えます、そこでの状況はいかがでしょう。

富永議員　各地区で請願を出しているとは聞いていますが、採択されたかどうかは確認しておりません。

本田委員長　ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで紹介議員に対する質疑を終結します。それでは、紹介議員の退席をお願いします。(紹介議員退席)

この件に関しまして執行部に対して確認したいことあれば発言を許します。

森山委員 スキー場関係は魚沼市は今年度から民営化ですが、そうなった場合の免税軽油はそれぞれで申請するのかどうかということが1点。今まで市が取りまとめて免税軽油の手続きをしていたと先般報告がなされたと思いますが、魚沼市でやっていたときは、免税された額がどの程度だったのか説明をお願いします。

青木商工観光課長 24シーズン、昨年までは市で一括して申請をしていましたが、このたびの民営化からは、各スキー場ごとの申請になろうかと思えます。額については、24年度、総額で800万円です。

森山委員 非常にスキー場経営が厳しいということは当局も理解していると私は思っていますが、27年の3月で終了ですからもう1年くらいは猶予があるという状況の中で、800万円という金額は、非常に厳しい経費の増加というおそれがあるわけです。これについてはこれが通らなくて終了された場合は何らかの助成措置は考えていますか。

青木商工観光課長 これが時限立法といいましょうか、将来にわたっての免税ではないということは理解しておりますが、そのところは免税ありきという安易な考えもあったような気がします。考えていなかったというのが事実です。

本田委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論はありませんか。(なし) 討論なしと認めます。これで討論を終結します。これより請願第10号についてを採決します。お諮りします。請願第10号は採択することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、請願10号は採択すべきものと決定されました。本請願を採択としましたので本会議で採択された場合の意見書発議について協議します。意見書(案)を配付します。(意見書(案)配付)それでは局長から朗読させます。

小幡議会事務局長 (発議(案)、意見書(案)について朗読)

本田委員長 お諮りします。ただいま朗読のありました意見書で異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。それでは本会議で採択された時には、委員長が提出者となり、委員会で発議することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。そのように決定されました。

(2) 議案第113号 魚沼市道路占用料徴収条例の一部改正について

本田委員長 日程第2、議案第113号 魚沼市道路占用料徴収条例の一部改正についてを議題とします。執行部より補足説明はありませんか。

桜井土木課長 特にございません。

本田委員長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これより議案第113号を採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第113号 魚沼市道路占用料徴収条例の一部改正については原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(3) 議案第114号 魚沼市河川占用料徴収条例の一部改正について

本田委員長 日程第3、議案第114号 魚沼市河川占用料徴収条例の一部改正についてを議題とします。執行部より補足説明はありませんか。

桜井土木課長 特にございません。

本田委員長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これより議案第114号を採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第114号 魚沼市河川占用料徴収条例の一部改正については原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(4) 議案第115号 魚沼市下水道条例の一部改正について

本田委員長 日程第4、議案第115号 魚沼市下水道条例の一部改正についてを議題とします。執行部より補足説明はありませんか。

椿ガス水道局長 基本的には9月25日に当委員会でご説明をさせていただきましたが、それと変更はありませんが、1点だけ補足をさせていただきます。前回の委員会において料金改定の施行を冬季、推定明けの26年6月1日からと説明させていただきましたが、その後の検討により、平成26年4月1日からの施行とさせていただくものがあります。

本田委員長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

富永委員 提案理由の説明で4年ごとの見直しをされているということですが、改正前の区分はどのようになっていたのでしょうか。

椿ガス水道局長 私どもの案としては5区分にしておいたのですが、その当時、リーマンショック等で景気的情勢が非常に悪かったということで、市民の皆さんの意見を聞いた中で、特例として2区分でやらせていただいております。

佐藤(肇)委員 先般、国会と申しますか、自民党、公明党の税制の総会がありまして、軽減税率を10%に上げる段階で実施をするというような話が報道に出っていますが、当然、生活に最低限必要な部分、軽減税率ということで、食料品だとか、ある一定のものにそれを充てていくという考え方の中で、この下水道料金、水道料金含めてだろうと思いますが、そういった部分の公共料金、この辺については、当然当事者からのそういう申請等もなければそういう減税と申しますか、特例の対象にならないと思いますが、下水道料金について今後の考えからですが、そういった方向性を持っているのかお聞きします。

椿ガス水道局長 消費税のそういったことについては、私どもは公共料金として、考えておりません。

森山委員 100立方メートルを超えなければ若干値下げになるのかなという感じがしておりますが、100立方メートルを超える家庭の戸数と100立方メートルを超えない戸数の割合がわかりましたらお願いします。

椿ガス水道局長 比率までという具体的数字は押さえていませんが、ほとんどの一般家庭で

は100まではいかない。平均的な一般家庭の使用量は20立米が一番多いということになっています。

森山委員　そうすると、一般的な家庭は下がるというようなことで理解してよいでしょうか。

椿ガス水道局長　そのとおりです。

富永委員　今回5区分にするということですが、消費税が上がるのに合わせてするというのですが、上がる分の値上げ分は計算に入っていると思うのですが、今までの2区分から5区分にすることによって、その区分の大体の利用者が把握されていると思うのですが、4月以降も各家庭が今までと同じような使用量の場合、消費税増税分を度外視して、市に入る収入の変化はどうなるのでしょうか。

椿ガス水道局長　汚水処理原価として、今回の値下げによりまして、約4,200万円ほど下がる計算になります。

本田委員長　ほかにありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これより議案第115号についてを採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第115号 魚沼市下水道条例の一部改正については原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(5) 議案第116号 魚沼市ガス供給条例の一部改正について

本田委員長　日程第5、議案第116号 魚沼市ガス供給条例の一部改正についてを議題とします。執行部より補足説明はありますか。

椿ガス水道局長　議案第116号につきまして補足をして説明を申し上げます。今回の改定につきましては、平成24年度から地球温暖化対策税が導入されておりまして、既存の石油石炭税に上乘せをされているものです。この改正につきましては、2年ごとに3回に分け、段階的に税率を上げるものでありまして、平成24年10月1日に最初の改正をしております。今回は2回目として、税額分の20銭を改定して消費税8%で計算した税込みの額に改正をするものであります。(資料「ガス料金の条例改正説明資料」について説明)

本田委員長　これより質疑を行います。質疑はありますか。

森山委員　消費税と石油石炭税、これがかかるといっての値上げですので、これはやむを得ないと思うのですが、魚沼市の平均的な家庭の場合、どのような負担増になるのでしょうか。

椿ガス水道局長　魚沼市の場合で比較をしますと、平均で42立米という使用量だと思っております。改訂後との比較で約170円の増額になるということです。

本田委員長　ほかに質疑はありますか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これより議案第116号についてを採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第116号 魚沼市ガス供給条例の一部改正については原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(6) 議案第117号 魚沼市水道条例の一部改正について

本田委員長 日程第6、議案第117号 魚沼市水道条例の一部改正についてを議題とします。

執行部より補足説明はありませんか。

椿ガス水道局長 議案第115号と同様に施行日を平成26年4月1日とさせていただくものがあります。

本田委員長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

森山委員 先ほどと同じように、魚沼市の平均的な家庭の負担額はどのように変わのでしょうか。

椿ガス水道局長 20立米で計算しますと、税込みで161円ほどの値下げとなります。

本田委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これより議案第117号についてを採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第117号 魚沼市水道条例の一部改正については原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(7) 議案第118号 魚沼市温泉施設等条例及び魚沼市観光施設等条例の一部改正について

本田委員長 日程第7、議案第118号 魚沼市温泉施設等条例及び魚沼市観光施設等条例の一部改正についてを議題とします。執行部より補足説明はありませんか。

青木商工観光課長 (資料「魚沼市温泉施設等条例及び魚沼市観光施設等条例の一部を改正する条例」について説明)

本田委員長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

佐藤(肇)委員 これだけ施設を細分化するというのですが、つくられたときは1つの建物として連続しているわけですが、水道や下水は一緒だと思うのですが、そういう費用の分割は考えていますか。

青木商工観光課長 今回の分割についてはそれぞれの施設ごとに使えるということにしてあります。

佐藤(肇)委員 それぞれの施設が独立して使えるというのはわかるのですが、そのメーターは分けてありますか。

青木商工観光課長 過去にこれの一体の指定管理ということがあったのですが、大きすぎてなかなかうまくいかないということで、今回、細分化した中での有効利用を図ろうということです。今、直近で考えている、交流促進センターの有効利用ということで、この部分については、今委員ご指摘のところはクリアされています。

佐藤(肇)委員 今5分割するというので、特に温泉施設ということで今までひとくくりだったのが、今度一般の観光施設ということで分ける。当然、使う、使わないは別にして建物の管理等も今度はその財布が分かれてくるということになるかと思えます。電気にしろ、水道にしろつながっているという部分だと思いますが、どこか今使うところが全体の基本料を含めて払うということになるのではないかと思いますがいかがでしょうか。

青山北部振興事務所 詳細ですので私から答弁させていただきます。洞窟風呂等は先にでき

ましてホテル大自然館、交流促進センターが後からできましたので、ログハウスを含め大まかに2カ所になっていました。ただ、今ご質問がありましたことにつきましては、水道は休止状態ですし、電気も切っております。ですので、今回は交流促進センターのみ通電し、また水道も使用開始をして活用していきたいということでもあります。

佐藤（肇）委員　これは施設が高圧受電で入っていると思います。そうすると、全体容量によって、受電の基本料が大きく変わってくる。使わないということできちんと切り離してしまえば、その辺が大きく変わってくる部分だと思うのです。将来、使う、使わないというのが、ここだけとりあえず使いたいということでは、全体に影響が出てくるのではないかと思います。建物は区分分けをするのだけど、施設とか設備的には、そのままあるのを生かして、そこだけ運用するというようになったときに将来的に取り壊すとか、そういう考え方になっているわけではないので、施設を縮小するわけではない、それについてはどうお考えでしょうか。

青山北部振興事務所　最初に、行政改革の部分での温泉再編計画に基づきますと、基本的には、老朽化しておりますホテル大自然館、洞窟風呂については、解体の方向で計画しております。ただし、交流促進センターは傷みのごくわずかということで、今回予算をいただいて、改修をして利用活用していきたいということです。当然、補助金が入っている部分でありますので、利用活用の指導は北陸農政局からもいただいているところであります。使用できる部分の交流促進センターとログハウスは使用していきたいということです。電気、そういうものを縮小したという部分では、それが高圧受電のキュービクルがまた必要になるということではないということでご理解いただきたいと思います。

佐藤（肇）委員　言われていることはよくわかります。ほかのところは将来的に取り壊す、これからそっちの方に準備をして設計などしていくかと思うのですが、施設自体が半分とか、3分の1になってくると、それに合わせてそういった設備も縮めていかなければ基本料がそのままかかってくるということになる、そういうことになるのではないかと思います。解体等に合わせてその辺も検討していただくように要望させていただきます。

青山北部振興事務所　おっしゃるとおり、その形で準備を進めているところです。

富永委員　将来使わないところは、今のうちに、契約のし直しをしてはどうかと思いますがいかがでしょうか。そういうことはできるのでしょうか。

青山北部振興事務所　既に電気、水道、全て中止、基本契約も切っております。今後、交流促進センターを改修後、その部分については電気及び水道は通電通水をするということです。

本田委員長　ほかにありませんか。（なし）質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これより議案第118号についてを採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、議案第118号　魚沼市温泉施設等条例及び魚沼市観光施設等条例の一部改正については原案のとおり可決すべきものと決定されました。

本田委員長　しばらくの間休憩とします。

休憩（10：46）

再開（10：47）

本田委員長 休憩を解き、会議を再開します。

（8）議案第119号 魚沼市農業担い手育成基金条例の制定について

本田委員長 日程第8、議案第119号 魚沼市農業担い手育成基金条例の制定についてを議題とします。執行部より補足説明はありませんか。

星農林課長 （資料「魚沼市農業担い手育成基金条例について」説明）

本田委員長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

佐藤（敏）委員 魚沼農耕舎の関係ですが、平成25年度の収支がわかりましたら教えていただきたいですし、その後の予定として、間違いなく黒字で3,000万円も4,000万円も間違いなく返されるのでしょうか。

本田委員長 しばらくの間休憩とします。

休憩（10：46）

休憩中に懇談的に意見交換

再開（10：47）

本田委員長 休憩を解き、会議を再開します。

星農林課長 経営状況ですが、7月に法人等の決算については報告させていただいてありますが、24年度は経常利益約800万円となっております。前年度は約600万円の黒字ということで報告を受けております。今後については、当然公社は一般財団法人ですので、たくさん稼いでいただき赤字にはならないと私どもは思っております。

佐藤（敏）委員 確認ですが、農業機械等施設については償却はしているのでしょうか。

星農林課長 機械等の償却は全て積み立てあります。

佐藤（敏）委員 この利益の扱いはどういうことになっていますか。

星農林課長 利益について、当然のことですが、例えば、配当があるとか、そういうことではなくて、その団体として、余剰金として積み立てられてあります。

佐藤（肇）委員 どういう事業補助ができるのかという部分でお尋ねをしますが、上限が100万円ということですが、これは、アの新規就農者もイの認定農業者、農業団体等も100万円ということでしょうか。

星農林課長 上限は両方とも100万円と考えております。

佐藤（肇） そうしますと、この新規就農者、市が30%上乗せをして補助をするということですが、300万円のトラクターを1台買うとこれに該当するといった数字になってくるのではないかと思うのです。施設整備、機械整備、県または国に2分の1、3分の1の助成

をお願いして、認められる、そういった事業が幾つかあるのではないかと思います、そうなった場合にこれは市が30%出すと書いてありますが、この100万円が余りにも私は小さすぎるのではないかと考えますがいかがでしょうか。

星農林課長 上限額については議論のあったところですが、実際は、既存の事業、経営体育成支援ですとか、農林県単という事業で見ますと、単発での機械の導入が一番多いということ。最近ではコンバイン1台買うときに、600万円、700万円、800万円というような機械がありますが、その辺を上限なしにした場合に、元金が決まっている中では、すぐそのお金がはけてしまう部分があるのかなということで、上限を100万円とさせていただいた経緯があります。

佐藤（肇）委員 今、農業を続けている方にはそういった考え方があってもいいのかなというふうには思うのですが、新規に就農される方、当然も機械をかわなければなりませんし、格納庫の整備、1つ建物を建てるだけでも2,000万円だとか、当然、機械を入れると億に近い投資も考えられます。これは、個人も法人も同じということなのではないでしょうか。

星農林課長 基本的に、新規就農者という中には個人、また、法人ということで一緒に考えております。

佐藤（肇）委員 そうすると新規担い手ということが一番の目的とした事業になってくるのではないかと考えるわけですが、私は、新規就農を進めるということであれば、この事業規模をもう少し大きくしていく、今回、1億4,000万円の基金ということで想定されていますが、これは公社から入ってくるお金ですが、これに市がプラスしてもう少し規模を大きくして事業をしていこうという考えはありませんか。

星農林課長 今現在、機械等の導入について、県等の補助金に対して、市で単独で上乗せしている部分はありません。新規就農者については、人・農地プランの中の中心的経営体と認められた者ということですので、新規就農者には、基本的に年間150万、5年間にわたって国費が出ると。ただし、所得制限で年間250万円を超える所得になってきた場合はそれを打ち切りますということがありますが、そちらでも手厚くされているという経緯がありますので、このような形で考えたところです。市の付け足しについては今のところ担当課としては考えておりません。

佐藤（肇）委員 市長の考えはいかがでしょうか。

大平市長 この補助金制度については、県、国からの2分の1が出ておりますので、それに沿って補助制度を運用していくという形だと思います。もし、市が上乗せということであれば、市が単独ということと考えられるでしょうが、今の案件についてはこれでいくべきだと思います。

佐藤（肇）委員 基金をつくって担い手を育てていこうという強い意思表示が発信されることだろうと考えるわけですが、特に新規就農の方々について、この30%という数字で書いてありますが、上限100万円ということについては、内容をしっかり調査されて、柔軟運用できるように考えていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

本田委員長 ただ今、提言ということで承りました。また、引き続きこの条例ということで新たな就農支援者の担い手の育成というような条例ではありますが、今後、当委員会の中でも農業問題について、協議していくことでいかがでしょうか。

佐藤（肇）委員 これからのどれだけの数、要望が上がってくるかということもあるかと思

いますが、その辺を見据えてご検討いただければと考えます。

佐藤（敏）委員 国県の事業ということですが、国県の事業であれば、既に26年度は申し込みがあるかと思いますが、どうなっているのでしょうか。また、逆に、申し込みたいという場合は、いつまでに申し込めば該当になるのでしょうか。

星農林課長 国の補助金なり、県の補助金、特に県については年度内に入ってから、4次、5次くらいまでの募集を同じ年度内の中でやる仕組みになっております。当初から計画があるものについては、既にこちらに予定として出てきていますが、件数として、現在、五、六件くらいだと思います。確かにその中見ますと、先ほどご指摘あったように、総事業費が500万円、600万円ということになりますと、100万円がどうなのかという議論があるのだらうと思いますが、一応それを見ただけで、これを計画したということなのです。

森山委員 26年の事業費が上がっていますが、これはどういう数字でしょうか。

星農林課長 これは25年の実績の数字に近い数字、合わせて、先ほど予定がでてきている部分を勘案して来年度の予算を大まかに決めたということなのです。

森山委員 そうした場合に、魚沼市独自の政策をいうことになりましたが、今のところ、この制度、何年くらい継続する予定なのでしょうか。

星農林課長 寄附が今年度から4年間で上限が貯まるということですので、人・農地プランが5年ごとのスパンで継続していくということなので、その2期分、10年くらいを計画するべきなのかなと思っておりますが、明確な根拠は特に考えておりません。

森山委員 よく猫の目農政という言葉がありますので、10年くらいは継続してやっていくということが必要だと思いますので、そういう考えをお願いします。これを見ますと、国、県の補助をもらえる人にしか補助をしないということになってはいますが、審査等考えればその方が農林課としては楽だと思うのですが、補助を使わなくても、自力で何とかやろうという人もいるわけです。そういった場合の補助はこの制度ではないので、それはやはり片手落ちになるのではないかと考えますが、その辺はいかがでしょうか。

星農林課長 人・農地プランという中心的経営体が地域の合意のもとに面積拡大をしていくという形で認定されています。国、県の例えば、5条刈りのコンバインを入れる場合は、これくらいの受益面積がなければだめですよという面積要件があります。ですので、その面積要件と規模拡大がほぼ一致している部分と承知しておりますので、例えば、人・農地プランの中心的経営体にはなったのだけど、受益面積が県の要綱に足りない中で機械だけを更新したいというところについて、上乘せを補助するということは、どうなのかなということ、そこらへんは県、国も認める事業に対して上乘せしようと考えております。

森山委員 確かに、そういうことは農林課独自の審査が要らないわけですから、国、県から認可されたものに対して追加補助するという考え方、そうすると一定の考え方の中できちんとしたことができるというのは、よくわかるのです。ただ、そういった面積要件に若干足りない人をどう救ってやるか。通常はヒモ付の補助金という部分であって、国、県から下りてきたものをやるわけですから、そういった要綱は独自に制定できなくて、どうしても、ちょっと足りない部分についての補助ができなかったという非常にもどかしいところがあったわけですが、せっかく、魚沼市単独の資金を運用してできる制度なのですから、そこはもう一歩踏み込んで、大変でしょうが、魚沼市独自の基準をつくって、人・農地プランには入らないけれどやる気のある部分を助けていただく、補助する制度は考えていく

必要はあると思います。これは初年度ですから、たった今、どうするということはありませんが、今後検討して、補助を拡大するという方向で検討をお願いしたいと思います。

星農林課長 委員のおっしゃることもわかりますが、私どもはちょっと足らなかった部分について、その辺の部分をごまかすラインにするのか、それを決めることが非常に難しい部分ではあります。今の委員の言われた中で人・農地プランに関係なくということでは話がかたかと思うのですが、いわゆる担い手の方、一般的に認定農業者という方になるかと思うのですが、その方々が頑張ろうとするときに、その面積に若干足りないとなれば、単独で機械を入れるしかないのだけど、これだけの面積をやるのだから独自の助成をもらえないかといった場合のことですが、確かに、来年度に向かっている要綱の中でそこまで整備ができるかと言われるとちょっと自信はないのですが、言われる趣旨はわかりますので、市長からも答弁があったように、これではなく、市が単独で別に考える助成がもしとれるとすればそちらなのかなという気はしています。

森山委員 御存じのように、魚沼市は中山間地、いわゆる条件不利地が多く、ここは、人・農地プランの中でも面積要件が厳しくてなかなか国、県の補助が受けられないということがあるのです。そこをやはり救うべきだという話をしているわけで、例えば、人・農地プランでこれだけの面積がないとこれだけの機械は導入できないという基準があるわけですから、例えば、この面積要件を2分の1とか、3分の2にして適用するという考え方があれば、私は十分可能だと、それほど難しい話だとは思いませんので今後の検討課題に入れていただきたいと思います。先ほどの佐藤委員からあったように、上限100万円、これは少なすぎて問題があると思いますので、私は当初からここは上げておくべきだと思います。これは条例ではなくて要綱ですので、是非とも変更していただきたいと思います。

星農林課長 要綱自体は最終的に4月1日以降の施行になるわけですので、検討についてはさせていただきます。

本田委員長 ほかにありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これより議案第119号についてを採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第119号 魚沼市農業担い手育成基金条例の制定については原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(9) 議案第124号 指定管理者の指定について(魚沼市入広瀬生きがいセンター)

本田委員長 日程第9、議案124号 指定管理者の指定について(魚沼市入広瀬生きがいセンター)を議題とします。執行部より補足説明はありますか。

星農林課長 特に補足して申し上げることはございません。

本田委員長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

森山委員 これは継続の指定管理の指定だと思いますが、応募者が1社ですが、ほかにもう少し応募者をふやす努力はしているのでしょうか。

星農林課長 この指定管理につきましては、制度にのっとってやっていますが、個別にどうでしょうかという農林課独自でほかをお願いをするようなことはしていません。

森山委員 指定管理者の募集はホームページに出していないのでしょうか。

星農林課長 市の広報は使って募集していると認識しています。

本田委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これより議案第124号についてを採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第124号 指定管理者の指定について(魚沼市入広瀬生きがいセンター)については原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(10) 議案第125号 指定管理者の指定について(魚沼市雪むろと農産物加工場)

本田委員長 日程第10、議案第125号 指定管理者の指定について(魚沼市雪むろと農産物加工場)を議題とします。執行部より補足説明はありませんか。

星農林課長 特に補足して申し上げることはございません。

本田委員長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これより議案第125号についてを採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第125号 指定管理者の指定について(魚沼市雪むろと農産物加工場)は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(11) 議案第126号 指定管理者の指定について(魚沼市入広瀬山菜会館)

本田委員長 日程第11、議案第126号 指定管理者の指定について(魚沼市入広瀬山菜会館)を議題とします。執行部より補足説明はありませんか。

星農林課長 特に補足して申し上げることはございません。

本田委員長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

佐藤(肇)委員 この山菜会館、脇に工場施設も一緒にあるところですが、つくってかなり年数も経っているかと思いますが、今後の方向性として、指定管理をずっと続けていくことばかりでなく、完全に施設自体を譲渡するとか、そういう方向性の話はいかがでしょうか。

星農林課長 市の行革の計画においては、指定管理になっている施設については、基本的に利用者が特定されているということであると譲渡ということでは計画に入っています。ただ、施設の性格によって、施設の規模が大きいとか管理の経費がかかる部分、利益がなかなか上がってこない部分とありまして、移譲ということについてこちらからお願いしづらい施設もあります。こちらの山菜会館については、かなり施設規模も大きくて、そこをうまく利用されて、外から来るお客さんのために利用されているわけですが、利益的には難しいというのが実情だと思います。移譲ということでは担当課としては当面は考えていません。

佐藤（肇）委員　　3施設とも言えることですが、指定管理という形で市がお金を出して、業者に事業を継続していただいて、施設の管理ということで建物の維持もしていただいている。当初の目的では、そこでいろいろな事業をやるということで補助金をいただいてそれぞれの施設が整備されて今日に至ってきたのだらうと思いますが、その辺の縛り等がなくなった時点で、しっかりと施設を引き渡して、指定管理ということになると施設を使うのに、いろいろな制約がある、それを柔軟に使っていただけるような方策をとる、そして、この事業自体にしっかりと補助金制度のようなものをつくって出していくという運営の仕方そのものを変えていった方が、今後、民間の智恵を使うといったことになったときにいいのではないかと思いますのでいかがでしょうか。

星農林課長　　そのとおりの部分が多いと思います。この3施設については、指定管理料としての支出は今現在ありません。かかる修繕について支出した経過はありますが、指定管理料を出さない中で頑張っているということなんです。

本田委員長　　ほかに質疑はありませんか。（なし）質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これより議案第126号についてを採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、議案第126号 指定管理者の指定について（魚沼市入広瀬山菜会館）は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(12) 議案第127号 魚沼市道路線の認定について

本田委員長　　日程第12、議案第127号 魚沼市道路線の認定について議題とします。執行部からの補足説明はありませんか。

桜井土木課長　　議案第127号の議案につきまして、2路線の経過について、若干補足してご説明をさせていただきます。最初に堀之内小出旧道線であります。県道堀之内小出線は、旧堀之内都市計画で都市計画道路として、昭和63年に堀之内中学校付近の国道17号を起点に現県道堀之内小出線を一部を除き拡幅改良する形で延長約2,670m、幅員16mで旧小出町境界付近まで当初の計画決定がされておりました。平成15年に、その区間の内、大石地内の国道17号アンダーパス部の少し小出駅よりから終点側につきまして、道路法線及びJR上越線の交差方法、さらに終点を旧町村境付近から小出駅前の都市計画道路中央通り線とする計画決定の変更を行ったところであります。その後、小出駅前から堀之内方向に約340m区間につきまして、街路事業として平成20年度から事業化の上、昨年度完成をいたしました。今年度、街路事業の終点より大石地内の国道17号アンダーパス部までの区間約1500mが新規事業採択されました。その新規採択に当たり、バイパス区間整備により同路線が重複する区間の現県道堀之内小出線について、バイパス区間完成後、新潟県より移管される区間を市道として認定したいというものであります。なお、この新規事業採択区間の内、街路事業終点からJR上越線及び山に挟まれた区間を経て旧町村境付近までの約500mが第2工区として、今年度から事業化され、10月に地元説明会が開催されたところであります。この議案区間に関するバイパス区間については、第2工区完了以降の整備となるものと思っております。

また、大河原地内大河原 19 号線につきましては、開発前は工場跡地でありましたが、民間開発業者が宅地造成を計画し、昨年の秋以降都市計画法第 29 条及び 32 条の協議を重ね、平成 24 年 11 月に都市計画法第 32 条の公共施設の管理者の同意申請書提出、同月に同意回答、同年 12 月に都市計画法第 29 条の開発行為許可申請書が提出され、平成 25 年 1 月許可により、雪解けから造成工事を実施しておりました。この 10 月に工事が完了したとのことで、工事完了届けが提出され、完了検査を実施し、11 月開発行為の完了公告をいたしました。これに伴い、開発行為で設置をした道路について、市道として認定したいというものであります。よろしくお願ひ申し上げます。

本田委員長　これより質疑を行います。質疑はありませんか。

森山委員　堀之内小出旧道線ですが、非常に道路が狭く危険な状況です。これはバイパスができるということで、そのメインの道路はそちらになるから、ここはこのままで市道になるということでしょうか。それとも、市道、県道共同でそれまでの間に改良の予定は全くないのでしょうか。

桜井土木課長　バイパス区間の完成までにまだかなり時間がかかるものと思っております。それまでの間、不都合がある部分につきましては、適宜県から改良をいただきながら、バイパスの完成を待つ、まずそういう格好になろうかと思ひます。市道として引き継ぐ時点では、当然県と現地立ち会いをさせていただきながら、不都合な場所があるようであれば、その修繕をしていただひて移管を受けるといふような格好になろうかと思ひますので、バイパス区間が新規採択になったから、今後一切手をつけないといふ格好ではありません。

岡部委員　小出の駅前から、上越線にせり出したところ、あの辺はどういふ形になるのでしょうか。

桜井土木課長　これから県で拡幅する部分としては、山を段切りして削って拡幅をしていくといふ計画です。

岡部委員　拡幅した後、その後、狭いといふ中で、ここを直した方がいふところがあれば県に申し出る、県が認めれば県費でやるということですが、やはり、なるべく道路幅を広げていくといふようなこともあらかじめ県にも訴えて、できるだけ地元の要望が通るような形で県との協議をしていただひたいと思ひます。

桜井土木課長　側溝上を歩けるように蓋をかけていただひたりといふ事業は今までも継続してやっけていただひております。今後も不都合な場所を、地元要望を確認させていただひきながら、そのように要望していきたいと思ひます。

本田委員長　ほかに質疑ありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これより、議案第 127 号についてを採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第 127 号、魚沼市道路線の認定については原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(13) 議案第 128 号 魚沼市道路線の変更について

本田委員長　日程第 13、議案第 128 号 魚沼市道路線の変更についてを議題とします。執行

部からの補足説明はありませんか。

桜井土木課長 特にございませぬ。

本田委員長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

岡部委員 江口9号線の除雪はどうなっているのでしょうか。

桜井土木課長 起点から中間部にある市道江口3号線までの区間については未舗装ですの
で除雪はしていません。そこから先につきましては、舗装済みですが現在除雪や消雪パイ
プ路線になっておりませぬ。

岡部委員 消雪パイプにするには井戸を掘らなければならないと思いますが、井戸はどのく
らい掘るのでしょうか。

桜井土木課長 この自治会では周辺の既存井戸を考慮し、この地区では80mとするよう申し
合わせをしているようですので、井戸を掘るとすれば80m程度となります。

本田委員長 ほかに質疑ありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結し
ます。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めま
す。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これより、議案第127号につ
いてを採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありません
か。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第127号、魚沼市道路線の認定につ
いては原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(14) 所管事務調査について

本田委員長 日程第14、所管事務調査についてを議題といたします。本日は、魚沼市森林・
林業再生方針(案)について、スキー場の運営について、また、先般行われた、平成25年
度第2回議会報告会意見、要望の取扱区分を含め、観光、商工、農林、土木、ガス上下水
道の款別の順に進めたいと思っております。議会報告会の意見要望については実行委員会
より区分していただきましたが、当委員会でも区分いただき、意見を伺いたいと思いま
す。しばらくの間、休憩とします。

休憩 (11:55)

再開 (12:59)

・魚沼市森林・林業再生方針(案)について

本田委員長 休憩を解き、会議を再開します。魚沼市森林・林業再生方針(案)について執
行部に説明を求めます。

酒井企画政策課長 緑の分権改革プロジェクトを進める中で作成したものです。(資料「魚
沼市森林・林業再生方針(案)」について説明)

本田委員長 しばらく休憩いたします。

休憩 (13:14)

再開 (13:15)

本田委員長 休憩を解き、会議を再開します。質疑はありませんか。

富永委員 資料がたくさんですのでまた検討させていただきたいと思います。

本田委員長 お諮りします。本日は説明だけとし、閉会中の所管事務調査の中で取り上げるということでしょうか。(異議なし) そのように決定させていただきます。

・スキー場の運営について

本田委員長 次にスキー場の運営について執行部に説明を求めます。

青木商工観光課長 スキー場の運営について、11月1日より民営化させていただきまして、各事業所が21日のオープンに向けて準備を進めているところです。

本田委員長 質疑はありませんか。

佐藤(肇)委員 今シーズンから完全に民営となって、営業が始まるということですが、スキー場それぞれによって、やる、やらないということも出てくるのではと考えるのですが、昨年と大きく違う部分があれば説明をお願いします。

青木商工観光課長 大湯温泉スキー場について、温泉施設、ホテル、旅館の利用者が多いということで、営業日数を若干絞ろうかなというお話は聞いておりますが、ほかのスキー場については昨年通りの営業をしていきたいと報告を受けております。

森山委員 条例を改正したということで、財産管理の整理はどうなっていますか。

青木商工観光課長 条例に基づく行政財産ということでしたが、11月1日から普通財産という枠組みの中で、条例のない普通財産という位置づけであります。市の財産ということには変わりはありません。

森山委員 どこの課が管理をしているのですか。

青木商工観光課長 商工観光課で管理しております。

本田委員長 次に議会報告会の話になります。意見要望の45についてです。実行委員会からAという区分をいただいておりますが、当委員会でもその区分について、また、意見があったら、取り上げて調整させていただきます。しばらく間、休憩します。

休憩 (13:20)

休憩中に懇談的に意見交換

再開 (13:33)

本田委員長 休憩を解き、会議を再開します。今後もスキー場につきましては調査が必要であり、Aの区分とさせていただきます。スキー場については以上とさせていただきます。次に、その他を議題とさせていただきます。まずは観光関係について協議願います。議会報告会意見要望の35、36、37、38、39の区分についてですが、実行委員会からはAの区分をいただいておりますが、ご協議願います。しばらく間、休憩させていただきます。

休憩 (13:34)

休憩中に懇談的に意見交換

再開（13：43）

本田委員長　休憩を解き、会議を再開します。今後も調査が必要であり、Aの区分として当委員会で取り組むということによろしいでしょうか。（異議なし）ほかに観光関係で発言はないでしょうか。（なし）なければ以上とさせていただきます。次に商工関係についてです。意見要望の41、42については実行委員会からAの区分をいただいておりますが、ご協議願います。しばらくの間、休憩させていただきます。

休憩（13：44）

休憩中に懇談的に意見交換

再開（13：45）

本田委員長　休憩を解き、会議を再開します。今後も調査が必要であり、Aの区分として当委員会で取り組むということによろしいでしょうか。（異議なし）ほかに商工関係で発言はないでしょうか。

佐藤（敏）委員　ギフトカタログの魚沼まるごと市場、中身も充実してとてもいいカタログです。私の考えではもっと大々的にPRして、市内14,000世帯ありますが、カタログではなくて、本だけを配付して宣伝をするということと、ふるさと納税にも徹底してPRしていただきたいと思います。産業の振興になり、税金もふえるということで検討いただきたいと思います。今どのくらい売れているかわかりますか。

大平市長　そもそも、ギフトカタログですので、全戸配付ではなく、冠婚葬祭で使われているギフトと同じように主催する側がギフトカタログとして利用していただくということです。ちょっと全戸配付するものではないと思います。商工会も含めてPRしていきます。

青木商工観光課長　最近の情報だと、300は出たということは聞いております。先ほど全戸配付というお話がありましたが、これが市内でご利用になった方が、それが宣伝効果になって広がっていけばなと思っております。これはグレードの高い本になっておりますので、1冊だけでもちょっと値が張る仕組みになっております。単体で市内全戸に配布することはやや違和感があると思っております。

佐藤（敏）委員　はがきを付けなくて、こういうのが魚沼市の特産です、何かに使ってくださいということ。14,000世帯から15,000世帯に配付するとなると、印刷代が500万円だそうです。例えば、500万円をかけなくてもちらしだけでも良いのではないかと思います。

富永委員　ものづくり振興協議会の方の活動の場所や、個人的には活動を紹介できる場所があってもいいのではないかと考えています。

青木商工観光課長　ものづくり振興協議会の活動拠点ですが、小出の第2体育館の一部を借りていたのですが、そこが耐震工事となりましたので、今は南部工業団地内にある体育センターの2階をお借りしています。また、耐震工事が終われば、その時点で元に戻るのか、

今のところはいいいのか、また協議させていただく予定で、結論は出ておりません。

本田委員長　ほかに商工関係で発言はないでしょうか。(なし) なければ商工関係については終わりとします。次に農林関係について協議します。議会報告会関係では43、44についてです。実行委員会からはAの区分をいただいています、協議願います。しばらくの間、休憩させていただきます。

休憩 (14:01)

休憩中に懇談的に意見交換

再開 (14:16)

本田委員長　休憩を解き、会議を再開します。今後も調査が必要であり、Aの区分として当委員会で取り組むということによろしいでしょうか。(異議なし) ほかに農林関係で発言はないでしょうか。

森山委員　生産調整の見直しが出されましたが、今のところの報道では、戸別所得補償の当たりの補助金が15,000円から7,500円に下がるという報道があります。魚沼市はほかの転作に対応するのに、条件が非常に悪くて、なかなか難しい状況の中で、半額に下がるということが予想されますと、生産調整自体に参加しない、自分たちでするからいいという方がふえるという予想がされております。そこで、市当局から、私は半額になる部分を市独自に何とか上乘せをするような考え方をしていただかないと、非常に生産調整が一気におかしくなるという恐れがあると思いますのでその辺の考え方は現段階では検討しているのでしょうか。

星農林課長　15,000円が7,500円になるというのは政府案ですので、これは決定だと思えます。ただ、この7,500円と今現在の農地・水の環境以外の部分についてを原資として、多面的日本型の直接支払いを実施するというのも決まっております。単価自体はまだ案なのかもわかりませんが、1反歩当たり上限5,400円ということです。ただ、対象地域がどうなるのかということと、その5,400円が出たときに今までの中山間地直接支払い、農地・水と同じように、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1を出さなければならないのか、その辺が全く決まっています。仮に5,400円が出るとすると、7,500円と5,400円の差ですので2,100円の差ということになるかと思うのですが、その辺をどうするのかという議論だろうと思います。ただ、それを単独予算で埋めるかということですが、まだ国もその辺が明確になっていないとちょっと先んじて単独でという予算の要望はしてありません。

本田委員長　ほかに農林関係についてありませんか。(なし) なければ以上とさせていただきます。次に土木関係です。土木関係については議会報告会には議題に上がっていませんので、そのほかのことをお願いします。

佐藤(肇)委員　先だっの市報にも載っていたのですが、地下水対策ということで、地下水の保全に関して市民への周知ということで、今委員会を開いて検討が進められていると出ておりました。実はこの委員会には富永委員と私が議選の委員ということでこの委員会

に参加しております。今までの経過について委員会としての報告ということで、書いたものを出せるものがまだ何もない状況であります。今考え方ということで地下水の保全についてどのようにしたいか、また、湯之谷地区だけについている条例についてどう取り扱ったらいのかという全体のコンセンサスをまとめていきたいということで、資料づくり等進めていただいている段階です。その辺が出てきてから初めて、場所場所にこれで行けるか、行けないかという検証を含めての作業になってくるかと思えます。

桜井土木課長　　今ほど佐藤委員からお話がありましたとおり、今年度に入りまして地下水対策委員会を2回開きました。第3回目を12月24日開催ということでご案内をさせていただいております。第1回目がそれまでの経過、調査の結果ですとか、地下水保全対策検討委員会の調査報告をさせていただき、第2回目で条例改正について、皆様からフリートキンをいただいた状況になっております。現在湯之谷地域限定の条例になっておりますが、公平に地下水をご利用いただくという観点で申し上げれば、地下水条例を抜げるか、廃止をするか、2つに1つとなります。ただし地下水の保全ということでは皆様からご認識をいただいておりますので、結果的には抜げていく方向というところまでの委員各位のコンセンサスは得られたのかなと思っております。今後はそれをもう少し掘り下げまして、条例の方向性ですとか、そういった部分について第3回目以降から取組をしていきたいと思っております。データに基づく部分が必要になってきますので、私どもも少し、業者委託でデータ収集につきましても、第2回目以降に発注をさせていただきました。第3回目以降はコンサルタントについても同席をする中で説明をいただくようなことで考えております。また、報告できる冊子等になりましたら、適宜報告させていただきます。

本田委員長　　ほかに土木関係について発言はありますか。(なし) ないようですので以上とします。次に、ガス水道関係についてです。議会報告会の意見要望の40、実行委員会から区分、直ちに市長等執行機関において処理が必要と判断されると実行委員会からいただいておりますが協議いただきます。しばらくの間、休憩させていただきます。

休憩（14：25）

休憩中に懇談的に意見交換

再開（14：37）

本田委員長　　休憩を解き、会議を再開します。40番の入広瀬地の簡易水道については今後も調査が必要とし、Aの区分とさせていただきます。ほかにガス、上下水道について発言はありますか。

佐藤（肇）委員　　市報にも載っていましたが、年末年始のガスの開閉栓業務のことについてですが、止める場合は事前に予測がつくのですが、開栓業務の予測が事前にできなくて予約できない、そこに立ち会いが必要ということで、そこに人が行かないと駄目だし、行ったときでないと申し込めないというそういう話をよく聞くのですが、そういった部分が何とかならないのでしょうか。

椿ガス水道局長　　ガスにつきましては、開けるときには必ず立ち会わなければならないとい

うことがあります。そういったことで事前に申し込みを受けてやっているわけですが、全部が全部事前に連絡できるわけではございませんので、私どもガス水道局につきましては、365日必ず人がおりますので、夜も含めまして、当直員もおりますので、どうしてもという方については、私どもの方で事前に予約がないから駄目ということではなく、できるだけの対応をするようにしております。

佐藤（肇）委員　もうひとつは休日の部分、これから冬期間ですと雪に埋まって、行ってもすぐできないと、そういったことが予想されます。そういったことについても、メーターを保護してもらうというPRもしていただいた方がいいのではないのでしょうか。

椿ガス水道局長　基本的にメーターを開け閉めするときは、使用者からそこを除雪していただいて、私どもが行って開けたり、立ち会いをすることになります。事前にこちらにいない方に周知をするのは、非常に難しいことですので、雪降り前に言っていただければ、私どもの方で対応できる部分もあるかとは思いますが。

本田委員長　ほかにありませんか。（なし）なければ、所管事務調査のその他については以上とさせていただきます。議会報告会の意見要望に対する産業建設委員会では全てAということとさせていただきます。広報委員会に出す項目については、産業建設委員会の項目については整理すると大体5つくらいになるとお見受けしておりますので委員長の方で報告させていただきます。（異議なし）また、今出された意見については、これからも引き続き調査させていただくことにします。

(15) 閉会中の所管事務等の調査について

本田委員長　日程第15、閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。お諮りします。本委員会が閉会中に所管事務調査を行うことについて議長あて申し出たいと思います。ご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。したがって、閉会中の所管事務調査については、議長あて申し出を行うことに決定いたしました。

(16) その他

本田委員長　日程第16、その他についてを議題といたします。そのほか皆さんの方でご意見はありませんか。（なし）なければこれで本日の産業建設委員会を閉じたいと思います。会議録については委員長に一任願いますでしょうか。（異議なし）異議なしと認めます。それでは、本日の産業建設委員会は閉会いたします。

閉 会（14：37）